

第8回豊中市農業委員会議事録

1. 開催日時 令和6年2月28日（水）午後4時00分から午後4時30分
2. 開催場所 豊中市役所 別館 3階研修室
3. 出席委員 （13人出席、2人欠席）

【会長】 辻 博美

【委員】 今井 清 浦野 芳博 川上 幸雄 住田 英二
高島 邦子 中尾 常雄 中尾 祐子 西本 健一
半田 益宏 松尾 眞一 光久 修平 山本 隆史

【欠席委員】 伊山 雅美、吉村 敬

4. 議事日程

報告第17号 農地法第5条の規定による転用届出（専決分）について

報告第18号 土地現況証明申込（専決分）について

報告第19号 租税特別措置法第70条の6第1項の規定による継続証明について

報告第20号 生産緑地の買取り申出に係る斡旋協力について

議案第5号 生産緑地に係る農業の主たる従事者証明について

議案第6号 租税特別措置法第70条の6第1項の規定による適格者証明について

その他

5. 農業委員会事務局職員

事務局長 山本 貢司 局長補佐 塩川 綾乃 副主幹（書記）渡辺 和彦

6. 会議の概要

山本局長 ただ今から第8回豊中市農業委員会を開会します。豊中市農業委員会会議規則により、議長は会長が務めることになっておりますので、以降の議事の進行は社会長にお願いいたします。

議長 ただ今から第8回豊中市農業委員会を開会します。
本日は伊山委員と吉村委員から欠席の連絡が入っています。13名の委員が出席され、定足数に達していますので、本委員会は成立しています。
議事録署名委員について、慣例により出席委員の中から名簿順に、浦野委員と川上委員を指名します。
次に、本日の議事日程を事務局から報告します。

渡辺書記 <議事日程を報告>

議長 それでは、ただ今から審議に入ります。
日程第1、報告第17号、農地法第5条の規定による転用届出の専決分についてです。
1番について、事務局から報告願います。

渡辺書記 1番について報告します。
設定人は、曾根東町●丁目の●さん、被設定人は、服部元町●丁目の●です。
本件の場所は曾根南町●丁目で、1月25日に現地調査を行いました。
地番、地目、面積、転用目的は議案書に記載のとおりで、異議ないものと見てまいりました。
以上、報告します。

- 議 長 　ただ今の報告に基づいて、2月2日に受理通知書を発行したものです。
次に、日程第2、報告第18号、土地現況証明申込の専決分についてです。
1番について、事務局から報告願います。
- 渡辺書記 　1番について、報告します。
申込人は神戸市の●さんです。
所在地は玉井町●丁目で、地番、地目、面積は議案書に記載のとおりです。
2月9日に現地調査を行いました。現況欄に記載のとおり、全くの非農地であることを確認しましたので、報告します。
- 議 長 　ただ今の報告に基づいて、2月22日に証明したものです。
次に、日程第3、報告第19号、租税特別措置法第70条の6第1項の規定による継続証明です。
本件は、農地の相続税の納税猶予を受けておられる方が、農地の利用状況について、3年ごとに税務署へ提出するために必要な証明です。
1番について、中尾祐子委員から報告願います。
- 中尾祐子委員 　1番について報告します。
農業相続人は東泉丘●丁目の●さんです。
適用農地は東泉丘●丁目で、地番、地目、面積は議案書に記載のとおりです。
2月9日に現地調査を行い、利用状況欄に記載のと通りの作付けをされており、適用農地について耕作されていることを確認しましたので、報告します。
- 議 長 　ただ今の報告に基づいて、2月19日に証明を発行したものです。
次に、日程第4、報告第20号、生産緑地の買取り申出に係る斡旋協力についてです。
1番について、事務局から報告願います。
- 渡辺書記 　今般、議案書に記載のとおり生産緑地の買取り申出があり、市長は買取りの可否について検討した結果、買取らない旨の決定がなされました。
この結果、市長から当委員会に対し、令和6年2月19日付けで、当該生産緑地において、農業に従事することを希望する者が、これを取得できるよう斡旋の協力要請がありましたので、各委員におかれましては、農業従事者で取得を希望される方がおられましたら、事務局までご連絡をお願いします。土地の詳細につきましては、事務局までお問い合わせください。
では、詳細について説明します。
買取申出日は令和6年1月18日、土地の所在地は上新田●丁目で、地目は畑、面積は公簿で115㎡、上新田会館の南東約115メートルに位置しています。報告期限につきましては、4月10日（水）です。
- 議 長 　ただ今の事務局の説明どおり、本件農地の取得を希望される農業者がおられましたら、期限までに事務局までご報告いただきますようお願いいたします。
次に、日程第5、議案第5号、生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明について、を議題とします。
1番について、事務局から説明願います。
- 渡辺書記 　1番について説明します。

本件は、農業に従事する者の死亡で、生産緑地法第十条に該当するものです。

証明申出人は●さんで、父の●さんが亡くなられたことによる申出です。

申出地は、緑丘●丁目で地番、地目、面積は議案書に記載のとおりです。●さんは毎年、農業委員会に提出いただいている農地台帳申告書には農業経営主としての申告をされておりました。このことから、農業の主たる従事者の要件を満たしていると考えます。よろしくご審議いただきますようお願いいたします。

議 長 地区担当の今井委員いかがですか。

今井委員 ただ今、事務局から説明がありましたとおり、申込事由の生じた●さんは農業の主たる従事者として農業経営に従事されていたことを報告します。

議 長 ただ今の説明および報告について、ご意見ございませんか。

<異議なしの声>

議 長 異議なしと認めます。1番について証明することに決定しました。

次に、日程第6、議案第6号、租税特別措置法第70条の6第1項の規定による適格者証明について、を議題とします。

本件は、農業相続人が農業に従事し、農地の相続税の納税猶予制度の適格者であるとの証明願いです。本議案については、事務局からの報告に基づきご審議願います。

1番について、事務局から説明願います。

渡辺書記 1番について説明します。

農業相続人は稲津町●丁目の●さんです。

納税猶予の適用を受けようとする農地は稲津町●丁目・●丁目と●で、地番、地目、面積は議案書に記載のとおりです。

2月20日に現地調査を行いました。今後も利用状況欄に記載のとおり農業を続けていきたいとのことで、相続税の納税猶予の適格者の要件を満たしていると考えます。

どうぞ、よろしくご審議いただきますようお願いいたします。

議 長 地区担当の半田委員いかがですか。

半田委員 1番について報告します。

農業相続人の●さんは被相続人の●さんから農業経営を継承し、引き続き農業経営を行っていくと聞いておりますので、相続税の納税猶予の適格者の要件を満たしていると考えます。

議 長 同じく地区担当の住田委員いかがですか。

住田委員 同じく1番について報告します。

農業相続人の●さんは被相続人の●さんから農業経営を継承し、引き続き農業経営を行っていくと聞いておりますので、相続税の納税猶予の適格者の要件を満たしていると考えます。

議 長 ただ今の説明および報告について、ご意見ございませんか。

<異議なしの声>

議 長 異議なしと認めます。1番について証明することに決定しました。

次に、その他の案件として、「大阪農業担い手研修会」の開催についてを議題とします。

本件について、事務局から説明をお願いします。

渡辺書記 「大阪農業担い手研修会」について、ご説明いたします。

この度、一般社団法人大阪府農業会議から農業経営者が経営戦略を立てる際のヒントとするための研修案内がありました。

つきましては、申込期限もせまっておりますので、ご希望の方は各自でお申込みいただきますようお願いいたします。

議長 　ただ今の説明について、ご意見、ご質問などはございませんか。

<異議なしの声>

次に、次回の農業委員会の日程について、事務局から説明します。

塩川補佐 　次回の委員会の日程ですが、3月28日（木）に開催したいと考えております。

開会は午後4時で、場所は豊中市地域共生センター（旧福祉会館）3階会議室4です。現地調査は午後2時30分からとし、調査班は今井委員と西本委員ですが、農地法第3条許可申請が提出された場合のみ実施します。

以上の日程で行いたいと思いますので、よろしく申し上げます。

議長 　ただ今の説明のとおり、決定してよろしいでしょうか。

<異議なしの声>

議長 　それでは、次回の農業委員会と現地調査は、3月28日（木）に決定しました。

これで本日予定しておりました案件は全て終了いたしました。これもちまして、本日の委員会は閉会します。ありがとうございました。